

平成十一年厚生省令第五十八号

要介護認定等に係る介護認定審査会による
審査及び判定の基準等に関する省令
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七
条第一項及び第二項、第二十七条第八項前段（同
法第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十
条第二項及び第三十一条第二項において準用する
場合を含む。）並びに第三十二条第四項前段（同
法第三十三条第四項及び第三十四条第二項におい
て準用する場合を含む。）の規定に基づき、並び
に同法を実施するため、要介護認定等に係る介護
認定審査会による審査及び判定の基準等に関する
省令を次のように定める。

（要介護認定の審査判定基準等）

第一条 介護保険法（平成九年法律第百二十三
号。以下「法」という。）第七条第一項の厚生
労働省令で定める区分は、次の各号に掲げる区
分とし、法第二十七条第五項前段（法第二十八
条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項
及び第三十一条第二項において準用する場合を
含む。次項において同じ。）に規定する介護認
定審査会による審査及び判定は、被保険者が当
該区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる状態の
いづれに該当するかについて行うものとする。

一 要介護一 要介護認定等基準時間が三十二
分以上五十分未満である状態（当該状態に相
当すると認められないものを除く。）又はこれ
に相当すると認められる状態（次条第一項
第二号に該当する状態を除く。）

二 要介護二 要介護認定等基準時間が五十分
以上七十分未満である状態（当該状態に相当
すると認められないものを除く。）又はこれ
に相当すると認められる状態

三 要介護三 要介護認定等基準時間が七十分
以上九十分未満である状態（当該状態に相当
すると認められないものを除く。）又はこれ
に相当すると認められる状態

四 要介護四 要介護認定等基準時間が九十分
以上百分未満である状態（当該状態に相当
すると認められないものを除く。）又はこれ
に相当すると認められる状態

五 要介護五 要介護認定等基準時間が百十分
以上である状態（当該状態に相当すると認め
られないものを除く。）又はこれに相当する
と認められる状態
第二号被保険者（法第九条第二号に規定する
第二号被保険者をいう。次条第二項において同

じ。）の要介護状態の原因である身体上又は精
神上の障害が特定疾病（法第七条第三項に規定
する特定疾病をいう。次条第二項において同
じ。）によって生じたものであるかについて、同
法第二十七条第五項前段に規定する介護認定審
査会による審査及び判定は、法第二十七条第三
項（法第二十八条第四項、第二十九条第二項、
第三十条第二項及び第三十一条第二項において
準用する場合を含む。）の主治の医師（以下こ
の項において「主治医」という。）の意見又は
指定する医師若しくは当該職員で医師であるも
のの診断の結果及び法第二十七条第六項（法第
二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十
条第二項及び第三十一条第二項において準用す
る場合を含む。）の審査及び判定に係る被保険者
その家族、主治医その他の関係者の意見等を勘
案して行うものとする。

（要支援認定の審査判定基準等）

第二条 法第七条第二項の厚生労働省令で定める
区分は、次の各号に掲げる区分とし、法第三十
二条第四項前段（法第三十三条第四項、第三十
三条の二第二項、第三十三条の三第二項及び第
三十四条第二項において準用する場合を含む。）
次項において同じ。）に規定する介護認定審査
会による審査及び判定は、被保険者が当該区分
に応じそれぞれ当該各号に掲げる状態のいづれ
かに該当するかについて行うものとする。

一 要支援一 要介護認定等基準時間が二十五
分以上三十二分未満である状態（当該状態に
相当すると認められないものを除く。）又は
これに相当すると認められる状態

二 要支援二 要支援状態の継続見込期間（法
第七条に規定する期間をいう。）にわたり継
続して常時介護を要する状態の軽減又は悪化
の防止に特に資する支援を要するものと見込
まれ、要介護認定等基準時間が三十二分以上五
十分未満である状態（当該状態に相当すると
認められないものを除く。）又はこれに相当
すると認められる状態

2
前条第二項の規定は、第二号被保険者の要支
援状態の原因である身体上又は精神上の障害が
特定疾病によって生じたものであるかについて
の法第三十二条第四項前段に規定する介護認定
審査会による審査及び判定について準用する。
この場合において、前条第二項中「法第二十七
条第三項（法第二十八条第四項、第二十九条第
二項、第三十条第二項及び第三十一条第二項に

において準用する場合を含む。）」とあるのは「法
第三十二条第二項（法第三十三条第四項、第三
十三条の二第二項、第三十三条の三第二項及び
第三十四条第二項において準用する場合を含む。
）」において準用する法第二十七条第三項
と、「法第二十七条第六項（法第二十八条第四
項、第二十九条第二項、第三十条第二項及び第
三十一条第二項において準用する場合を含む。）
」とあるのは「法第三十二条第五項（法第三十
三条第四項、第三十三条の二第二項、第三十三
条の三第二項及び第三十四条第二項において準
用する場合を含む。）」において準用する法第二
十七条第六項」と読み替えるものとする。

（要介護認定等基準時間）

第三条 第一条第一項各号及び前条第一項各号の
要介護認定等基準時間は、被保険者につき、当
該被保険者に対する法第二十七条第二項（法第
二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十
二条第二項、第三十一条第二項及び第三十二
条第二項（法第三十三条第四項、第三十三
条の二第二項、第三十三条の三第二項及び第
三十四条第二項において準用する場合を含む。）
の調査の結果から、当該
被保険者に対して行われる次に掲げる行為に要
する一日当たりの時間として、厚生労働大臣の
定める方法により推計される時間とする。

一 入浴、排せつ、食事等の介護
二 洗濯、掃除等の家事援助等
三 徘徊に対する探索、不潔な行為に対する後
始末等
四 歩行訓練、日常生活訓練等の機能訓練
五 輸液の管理、じよく瘡の処置等の診療の補
助等

第四条 法第三十八条第二項の規定により審査判
定業務を都道府県に委託した市町村について、
第一条及び第二条の規定を適用する場合におい
ては、これらの規定中「介護認定審査会」とあ
るのは、「都道府県介護認定審査会」とする。

附 則

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施
行する。

第二条 介護保険法等の一部を改正する法律（平
成十七年法律第七十七号）附則第三条第二項の
規定により読み替えて適用する法第十九条第一
項の厚生労働省令で定める区分は、経過的要介
護（要介護認定等基準時間が二十五分以上三十

二分未満である状態（当該状態に相当すると認
められないものを除く。）又はこれに相当する
と認められる状態をいう。）に該当するものと
する。

附 則（平成十二年一〇月二〇日厚生省
令第二十七号）抄

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律
（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平
成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一五年三月二四日厚生労働
省令第四二号）

（施行期日）
第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施
行する。

（経過措置）
第二条 この省令による改正後の要介護認定等に
係る介護認定審査会による審査及び判定の基準
等に関する省令に定める基準に基づき介護保険
法第二十七条第八項前段（同法第二十八条第四
項、第二十九条第二項、第三十条第二項及び第
三十一条第二項において準用する場合を含む。）
及び第三十二条第四項前段（同法第三十三条第
四項及び第三十四条第二項において準用する場
合を含む。）に規定する介護認定審査会による
審査及び判定を行うことが困難であると認めら
れる特別の事情がある場合における当該審査及
び判定については、平成十五年九月三十日まで
の間は、なお従前の例によることができる。

附 則（平成一八年三月一四日厚生労働
省令第三二号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施
行する。

（要介護認定有効期間に係る特例）
第二条 第五条の規定による改正後の要介護認定
等に係る介護認定審査会による審査及び判定の
基準等に関する省令附則第二条の区分に該当す
るものとされた者が介護保険法（以下「法」と
いう。）第十九条第二項に規定する要支援認定
を受ける場合における法第三十三条第一項に規
定する有効期間（次項において「要支援認定有
効期間」という。）は、介護保険法施行規則第
五十二条の規定にかかわらず、第一号に掲げる
期間と第二号に掲げる期間を合算して得た期間
とする。

-
- 一 要支援認定が効力を生じた日から当該日が属する月の末日までの期間
 - 二 十二月間（市町村が認定審査会（法第十四条第一項に規定する認定審査会をいう。）の意見に基づき特に必要と認める場合にあつては、三月間から十一月間までの範囲内で月を単位として市町村又は特別区が定める期間）
- 2 要支援認定が効力を生じた日が月の初日である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項第二号の期間を要支援認定有効期間とする。
-
-
-
-